

令和8年度 国民健康保険税について

国民健康保険は、安心して医療費を支払えるように加入世帯がお金(国民健康保険税)を出し合い、助け合う制度です。

【国民健康保険税の概要】



納税義務者は誰ですか？

世帯主です。

例えば、お父さん(世帯主)とお子さんの保険税を分けて、支払うことは出来ません。



世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、同じ世帯で国民健康保険に加入している方がいれば、世帯主宛てに納税通知書を送付します(この場合の世帯主を**擬制世帯主**という)。被保険者ごとに個別で保険税を支払うことはできません。



保険税の構成を教えてください。

国民健康保険税の税額は、
**医療保険分・後期高齢者医療支援金分・介護保険分
・子ども子育て支援金分の合計額**です。



構成内容	対象者	所得割額	均等割額	均等割額	平等割額	賦課限度額(年間)
		被保険者全員の課税所得額の合計	被保険者1人につき	18歳以上の被保険者1人につき	1世帯につき	
医療保険分	すべての被保険者	6.3%	24,000円		22,000円	660,000円
後期高齢者医療支援金分	すべての被保険者	2.3%	10,000円		7,000円	260,000円
介護保険分	40歳以上65歳未満の被保険者のみ	1.8%	10,000円		6,000円	170,000円
子ども子育て支援金分	すべての被保険者	0.25%	1,400円	100円	1,000円	30,000円
合計賦課限度額(年間)						1,120,000円

※令和8年度の国民健康保険税は、令和8年4月から令和9年3月までの国民健康保険被保険者分が課税されます。税額の算定基礎となる所得については、令和7年中(令和7年1月から12月まで)の所得となります。

【国民健康保険税の軽減措置等】

次のとおり、軽減措置等があります。それぞれの条件を満たすと、軽減措置の対象となります。

④及び⑤は住民課にて、⑥は税務課にて手続きが必要です。



① 世帯主と被保険者の令和7年中の所得額が一定基準以下である場合

均等割と平等割が軽減されます。世帯主と被保険者全員の所得申告が必要です。所得がない場合でも申告してください。

② 未就学児がいる世帯の場合

未就学児本人分の均等割額が2分の1減額されます。

③ 国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行された人がおり、国民健康保険加入者が一人になる世帯の場合

このような世帯を特定世帯といい、平等割が最大5年間、2分の1減額されます。その後も最大3年間、4分の1減額されます。

④ 被用者保険(社会保険や共済組合等)の被保険者が後期高齢者医療保険に移行されたため、その被扶養者であった人が国民健康保険に移行された場合(65歳以上の人のみ)

このような被保険者を旧被扶養者といい、所得割、均等割、平等割のすべてにおいて一定基準の軽減が受けられます。

※保険の切替には、住民課にて届出が必要です。その際に、旧被扶養者であることを申し出てください。

⑤ 非自発的理由(倒産や解雇等)により離職され、雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者として失業給付を受ける人(離職時65歳未満の人のみ)

一定期間、対象者の前年分給与所得を30/100とみなして算定します。

⑥ 産前産後の国民健康保険被保険者がいる世帯

対象者の出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月の4か月分が免除されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3か月前から出産予定月(又は出産月)の翌々月の6か月分

↓ 国民健康保険税についての詳細はこちら



(芳賀町ホームページ)

裏面につづく

令和8年度 国民健康保険税の納付について

【納付方法について】

保険税の納付方法は、“普通徴収”と“特別徴収”があります。

普通徴収とは… 納付書又は口座振替で納付する方法をいいます。

特別徴収とは… 世帯主の年金から保険税を差し引いて納付する方法をいいます。

○特別徴収について

特別徴収の対象となる世帯は、自動的に世帯主の年金から保険税が差し引かれます。

次の条件をすべて満たす世帯が対象となります。

特別徴収(年金差引き)の対象となる世帯の条件

1. 世帯主が国民健康保険に加入している(世帯主が今年度75歳に到達する場合は対象外)
2. 世帯内すべての国民健康保険加入者が、65歳以上75歳未満である
3. 世帯主が、年額18万円以上の老齢基礎年金等の公的年金を受給している
4. 介護保険料と国民健康保険税の合計額が、年金受給額の2分の1未満である



納付方法を特別徴収から普通徴収に変更できますか？

口座振替を利用する場合のみ、変更できます。

変更を希望される方は、次の持ち物をお持ちになり、税務課窓口までお越しください。



口座振替への変更手続きに必要なもの

①金融機関口座番号がわかる通帳など(世帯主名義でなくても可)

②金融機関口座のお届け印

※ 届出を提出後、普通徴収に切り替わるまでには1か月から3か月程度かかります。

※ 過去2年間に国民健康保険税を滞納していた方は口座振替に変更できません。

※ 口座振替に変更後、残高不足により未納となった場合は、自動的に納付方法が特別徴収に変更となります。

※ 特別徴収から納付書払に変更することはできません。

【納期限について】

令和8年度の国民健康保険税納期限は、次のとおりです。全期前納分の納期限は、7月31日です。

納期	1期・ 全期前納分	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限	7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	12/25	2/1	3/1

※令和9年2月以降に更正(決定)等があった場合は、随時払となります。

問合せ先

国民健康保険の資格等について

芳賀町 住民課 国保年金係 028-677-6038

国民健康保険税について

芳賀町 税務課 町民税係 028-677-6013